

年金だより

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

問 岡谷年金事務所 ☎ 23-3661

住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111



老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合であって、厚生年金・共済年金に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則25年以上必要となります。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。任意加入は、60歳前の方は60歳の誕生日、60歳を過ぎた方は申し出た日から加入となります。

また、20歳以上65歳未満の海外に居住する日本国籍の方は、国民年金に任意加入することができます。任意加入しない場合、海外在住期間は合算対象期間として老齢基礎年金を受給するための資格期間に算入されますが、受給する年金額には反映されません。

任意加入制度では、保険料の納付方法は口座振替が原則です。加入手続きには年金手帳、通帳、届出印をお持ちのうえ、岡谷年金事務所または住民福祉課国保年金係までお申し込みください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

問 子ども課 子ども支援係 ☎ 62-9237

○児童扶養手当

ひとり親等の世帯で18歳未満の児童を養育しているときに、一定の所得の範囲内で手当が支給される制度です。

【手当の額】

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降
全部支給	41,430円		
一部支給（所得に応じて）	41,420円～9,780円	5,000円	3,000円

【手当を受けることができる方】

- ・配偶者が死亡した方・配偶者と離婚した方
- ・配偶者から1年以上離棄されている方
- ・配偶者が精神または身体の障がいにより働けない方
- ・婚姻によらないで母となった方
- ・配偶者が1年以上法令上の拘禁をしている方
- ・父または母が監護しないまたは、いない場合の養育者



○特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母等に手当が支給されます。

【手当を受けるには？】

子ども課にて請求の手続きし、長野県知事の認定を受けることにより支給されます。

【支給額（月額）】

1級該当児童 …… 50,400円 2級該当児童 …… 33,570円

※所得や世帯状況等の条件があります。該当と思われる方は、子ども課 子ども支援係までご相談ください。